

9.債務者区分による債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成12年度末	平成11年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,827	10,055
危険債権	10,278	33,971
要管理債権	22,668	72,561
正常債権	6,290,432	5,772,266
合 計	6,333,207	5,888,855

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く)です。条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く)です。
- 4.正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。
- 5.平成12年度末より、現金担保付債券貸借取引等により貸し付けた債券等を対象に含めております。